

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 佐伯印刷株

（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

平成二十九年
号外 (五)
二月十六日

(木曜日)

目 次

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数（その総数が四十万を超えて四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十二号）第八条の規定による平成二十九年二月十一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十九年二月十六日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

- 一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の二の数
- 二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営

に関する法律第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二二三、五二七人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市 一三六、〇二四人

別府市 三三、二二一人

臼杵市 二三、三〇七人

竹田市 一八、九八八人

久見市 二一、三二七人

臼杵市 一一、四三七人

豊後高田市 六、七二八人

宇佐市 六、五九〇人

杵築市 八、六六〇人

豊後大野市 一六、二四九人

由布市 一〇、九一三人

国東市・姫島村 九、八七八人

日出町 七、八八七人

九重町・玖珠町 七、五〇六人